**製造業等における外国人材の受入拡大と**

**定着・共生に関する提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和５年12月**

製造業等における外国人材の受入拡大と定着・共生に関する提言

深刻化する人手不足への対応として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が創設された（平成３１年４月から実施）。

特定技能1号による外国人の受入分野（特定産業分野）は、農業、介護、建設、宿泊、製造業等１２分野とされ、５年間で、全国で最大約３４万５千人の外国人材の受入れが見込まれていたが、法務省出入国在留管理庁の公表による令和５年６月末現在の特定技能在留外国人数（速報値）は、約１７万３千人にとどまっており、人材確保が不十分な状況にある。

他方、特定産業分野は、深刻な人手不足が生じている業種として国で選定されているが、人手不足にありながら対象業種には含まれない業種も多く見られる。

さらに、地域を支える地場産業の人手不足も深刻であり、業界団体からは人手不足が進行すれば、業界そのものの存続が危ぶまれるとの声があがっている状況である。

また、現行の技能実習制度は、人材育成を通じた国際貢献を制度目的とし、労働力の需給調整の手段として行われてはならないという基本理念を掲げているにもかかわらず、技能実習生が現に経済社会の担い手となって国内の企業等の貴重な労働力として受け止められており、制度目的と運用実態のかい離が指摘されていた。

こうした中、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書において、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、我が国社会の人手不足分野における人材確保と人材育成を目的とする新たな制度（以下「新たな制度」という。）を創設することが提言されたところである。

今後も、多くの産業分野において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況となり、人手不足が一層深刻化することが見込まれていることから、外国人材受入の更なる拡大を図ることは極めて重要である。

加えて、外国人材は単に労働者としてだけでなく、地域で生活者として暮らしていくことから、医療、住居その他の受入体制を充実させ、外国人も安心して暮らせる多文化共生社会の実現が求められる。

以上を踏まえ、製造業等における外国人材の受入拡大と定着・共生について、次のとおり提言する。

１．新たな制度の創設及び特定技能制度の見直しについて

最終報告書を踏まえ、新たな制度及び特定技能制度（以下「両制度」という。）の在り方等を関係省庁で協議するにあたっては、地域の実情や地方公共団体等の意向を十分に反映させること。

２．外国人材受入の加速化等

特定技能在留外国人の新規の受入を促進するため、送出国との調整を進めるとともに、受入を加速化するため、申請書類の簡素化や審査期間の短縮、事業者等への制度理解に向けた積極的な周知啓発などを行うこと。また、新たな制度においても、同様の措置を講じること。

３．受入対象分野の拡大等

地域における労働需給の状況や地域の意向等を十分に反映し、特定産業分野を追加すること。

また、新たな制度の受入対象分野は、特定産業分野と同一にすること。

【追加分野（例）】

・プラスチック製品製造業

・金属製品製造業（現在、特定産業分野に含まれるものを除く。）

・ゴム製品製造業

・なめし革・同製品・毛皮製造業

・繊維工業

・林業

・木材・木製品製造業（家具を除く）

・家具・装備品製造業

４．地方等への外国人材の還流

両制度により受け入れる外国人材が、大都市等の特定の地域に過度に集中することなく、それぞれの地域の人手不足の状況に応じ、必要な人材が確保され、定着が促進されるよう、具体的な方策を講じること。また、国において、地域別に外国人材の在留状況の実態を把握し、その結果を公表すること。

５．受入機関に対する支援制度の創設及び相談支援体制の整備

人材不足が深刻な中小・小規模事業者が、円滑かつ適正に両制度の外国人材を受け入れることができるよう、受入企業等の負担（登録支援機関等への委託費を含む）に対する支援制度を創設するとともに、受入にあたっての様々な相談にきめ細かく対応できる相談窓口を府県ごとに設置すること。

６．悪質な仲介事業者等の排除

来日しようとする外国人から高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者が介在し、来日した外国人が高額な借金をすることになってしまう事例も見受けられる。安心して就労することができるよう、悪質な仲介事業者を排除するための実行性のある措置を講じること。

７．多文化共生社会の実現に向けた実効性のある受入体制の整備

外国人との共生に向けて、必要な受入体制を国の責任において実効性のあるものとし、また、地方公共団体が実施する取組に対して、人的・財政的な支援を行うこと。

（１）医療体制及び災害時・緊急時の体制

外国人が安心して医療サービス等を受けることができる体制を早急に整えること。

また、生命や健康にかかわることであるため、正確かつ迅速な意思疎通、情報伝達が可能となるよう、医療機関の受診時や災害時等における多言語自動音声翻訳の普及促進などの取組にとどまらず、より実効性のある取組を推進すること。

（２）住居の確保

生活していくためには住居の確保が重要であるが、中小企業においては社員寮を持たない事業者が多いことから、外国人が確実に住居を確保できるための取組が必要である。民間、市町村など地域が取り組む活動を支援するなど、住居確保の取組を推進すること。

令和５年12月

近畿ブロック知事会

|  |  |
| --- | --- |
| 福井県知事 | 杉　本　達　治 |
| 三重県知事 | 一　見　勝　之 |
| 滋賀県知事 | 三日月　大　造 |
| 京都府知事 | 西　脇　隆　俊 |
| 大阪府知事 | 吉　村　洋　文 |
| 兵庫県知事 | 齋　藤　元　彦 |
| 奈良県知事 | 山　下　　　真 |
| 和歌山県知事 | 岸　本　周　平 |
| 鳥取県知事 | 平　井　伸　治 |
| 徳島県知事 | 後藤田　正　純 |